別表1（交付要綱第3条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 業種区分 | 細分類・細目 |
| 農業 | ただし、次の業種は対象となる。・かいわれ大根製造業（苗床栽培方式で、工場的生産設備を有するもの）・きのこ製造業（菌床栽培方式で、工場的生産設備を有するもの）・荒茶・仕上茶製造業（生産加工設備を有するもの）・蚕種製造業（生産加工設備を有するもの）・鶏卵の人工ふ化業（人工ふ卵設備を有するもの） |
| 林業 | ただし、次の業種は対象となる。・素材生産業（一般材・パルプ材・くい丸太等、立木を購入し、伐木して主として素材のまま販売するもの）・素材生産サービス業（素材生産請負業等）・林業サービス業（薪製造、炭焼請負等製造加工設備を有するもの） |
| 漁業 | ただし、次の業種は対象となる。・真珠養殖業（養殖から加工まで一貫作業として行っているもの） |
| 風俗営業・飲食業 | ただし、次の業種は対象となる。・食事の提供を主目的とするもの |
| 金融・保険業 | ただし、次の業種は対象となる。・保険媒介代理業・保険サービス業（損害査定業等） |
| 公務 |  |
| サービス業 | 特殊浴場業（性風俗特殊営業のもの）興信所（個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うもの）易断所、観相業相場案内業（けい線屋）競輪・競馬等の競走場競輪・競馬等の競技団パチンコホールスロットマシン場ビンゴゲーム場射的場芸ぎ業（置屋及び検番を除く。）場外馬券売場場外車券売場競輪・競馬等予想業性風俗特殊営業芸ぎあっせん業集金業、取立業（公共料金に係るものを除く）政治・経済・文化団体宗教 |